

地方分権推進委員会「第2次勧告」に関する見解（案）

平成21年1月27日
労働政策審議会労働条件分科会

昨年12月8日、地方分権推進委員会において、「第2次勧告」がとりまとめられ、都道府県労働局に関しては、現行の組織を廃止して、ブロック機関に集約すべき旨の勧告が示された。

都道府県労働局においては、労働基準監督署等の指揮監督といった管理業務だけではなく、個別労使紛争の調整や労働保険の適用・徴収等の第一線機関としての業務や、中央最低賃金審議会における目安審議及び答申を踏まえた地域別最低賃金の決定といった業務を実施しているところである。

このような業務を行う都道府県労働局についてブロック機関に集約することについては、労働局に相談、届出等を行おうとする労働者や事業主の利便性が大きく損なわれる、労働者の権利救済に多大な支障が生じる、行政コストが高くなり非効率化するなどの影響が懸念されるとともに、各都道府県の労使団体とのコミュニケーションが十分に取れなくなることによって、地域別最低賃金額の円滑な決定ができないくなるという懸念が考えられる。

厚生労働省におかれては、以上の問題点を十分に踏まえ、労働者や事業主の利便性を確保するなど適切な行政運営を損なうことのないよう、慎重に検討すべきである。